

さいたま市規則第104号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">(事前調査の方法)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 <u>解体等建設工事（特定建築材料（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第11項の特定建築材料をいう。）が使用されているおそれ</u><u>が大きいものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物に係る工事</u>にあっては、<u>塗料その他の石綿が使用されているおそれのある材料の除去の作業を伴うものに限る。</u>）に係る前項に規定する調査（同項ただし書に規定する場合を除く。）については、<u>大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の5第2号の規定により環境大臣が定める者</u>に行わせることとする。ただし、<u>当該解体等建設工事の自主施工者である個人（解体等建設工事を業として行う者を除く。）は、建築物等を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(事前調査の説明事項)</p> <p>第45条の2 [略]</p> <p>2 条例第61条第1項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 前号に掲げる石綿排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の19各号に定める方法により、行うものでないときは、その理由</p> <p>(10)・(11) [略]</p> | <p style="text-align: center;">(事前調査の方法)</p> <p>第45条 [略]</p> <p>2 <u>建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前項に規定する調査（同項ただし書に規定する場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者</u>に行わせることとする。ただし、<u>解体等建設工事の自主施工者である個人（解体等建設工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造し、又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。</u></p> <p>3 [略]</p> <p style="text-align: center;">(事前調査の説明事項)</p> <p>第45条の2 [略]</p> <p>2 条例第61条第1項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 前号に掲げる石綿排出等作業の方法が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の19各号に定める方法により、行うものでないときは、その理由</p> <p>(10)・(11) [略]</p> |

(解体等建設工事に係る調査に関する記録等)

第45条の4 条例第61条第3項及び第4項に規定する記録は、次に掲げる事項(解体等建設工事に係る建築物等が第45条第1項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第1号から第5号までに掲げる事項に限る。)について作成し、これを解体等建設工事が終了した日から3年間保存するものとする。

(1)~(7) [略]

(8) 第45条第2項に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名

(9) [略]

(10) 解体等建設工事に係る建築物等の部分における各建築材料が石綿含有建築材料に該当するかどうか(第45条第3項ただし書の規定により当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠

2. 第45条第2項に規定する調査を行ったときは、前項の記録を、前項第8号に規定する者が第45条第2項に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

別表第2 (第22条、第37条、第41条関係)

ばい煙に係る規制基準

(1) 硫黄酸化物に係る規制基準

ア・イ [略]

備考 この式によって算出される硫黄酸化物の量は、大気汚染防止法施行規則別表第1の備考第1号若しくは第2号に掲げる測定方法又は硫黄酸化物の量の測定法(昭和57年環境庁告示第76号)により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

ウ [略]

(2)~(5) [略]

様式第26号 (第58条関係)

特定化学物質取扱量等報告書

[略]

| | |
|-----|-----------|
| [略] | |
| 連絡先 | [略] |
| | 電話番号 |
| | 電子メールアドレス |
| [略] | |

備考 [略]

(解体等建設工事に係る調査に関する記録等)

第45条の4 条例第61条第3項及び第4項に規定する記録は、次に掲げる事項(解体等建設工事に係る建築物等が第45条第1項第1号から第5号までに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第1号から第5号までに掲げる事項に限る。)について作成し、これを解体等建設工事が終了した日から3年間保存するものとする。

(1)~(7) [略]

(8) 第45条第3項に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名

(9) [略]

(10) 解体等建設工事に係る建築物等の部分における各建築材料が石綿含有建築材料に該当するかどうか(第45条第2項ただし書の規定により当該建築物等に石綿含有建築材料が使用されているものとみなした場合にあっては、その旨)及びその根拠

2. 第45条第2項に規定する調査を行ったときは、前項の記録を、前項第8号に規定する者が第45条第3項に規定する環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写しとともに保存するものとする。

別表第2 (第22条、第37条、第41条関係)

ばい煙に係る規制基準

(1) 硫黄酸化物に係る規制基準

ア・イ [略]

備考 この式によって算出される硫黄酸化物の量は、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)別表第1の備考第1号若しくは第2号に掲げる測定方法又は硫黄酸化物の量の測定法(昭和57年環境庁告示第76号)により測定して算定される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。

ウ [略]

(2)~(5) [略]

様式第26号 (第58条関係)

特定化学物質取扱量等報告書

[略]

| | |
|-----|------|
| [略] | |
| 連絡先 | [略] |
| | 電話番号 |
| [略] | |

備考 [略]

別紙

[略]

前年度の特定化学物質の名称及び取扱量

[略]

特定化学物質の
区分（該当の番
号に○を付し、
管理番号を記載
すること。）

[略]

[略]

備考

1～4 [略]

5 取扱量、使用量、製造量及び取り扱う量の
有効数字は2桁とすること。

6 [略]

7 [略]

別紙

[略]

前年度の特定化学物質の名称及び取扱量

[略]

特定化学物質の
区分（該当の番
号に○を付し、
号番号を記載す
ること。）

[略]

[略]

備考

1～4 [略]

5 [略]

6 特定化学物質の号番号は、さいたま市生活
環境の保全に関する条例施行規則別表第17
並びに特定化学物質の環境への排出量の把握
等及び管理の改善の促進に関する法律施行令
別表第1及び別表第2を参照して記載するこ
と。

7 [略]

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第45条の4の改正は公布の日から、様式第26号の改正は令和6年4月1日から施行する。